		新令	
場合（場合（地方税法施行令改正令附則第五条第十二項の規定により読み替えられた			
につき	につき同条第十二項の規定により読み替えられた	第八条の十九の四第一項	第四十八条の十一の十九第一項
規定は、法	規定は、地方税法施行令改正令附則第五条第十二項の規定により読み替えられた法（以下この項及び第四十八条の十一の二十一において「読替え後の法」という。）	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八条の十一の二十一までにおいて「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第八条の十九の四第一項	
法人について法	法人について読替え後の法		
準用する。	準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第八条の十九の四第一項中「第五十三条第二十項」とあるのは「第三百二十一条の八第二項」と読み替えるものとする。		
開始した事業年度	開始した事業年度又は連結事業年度		第四十八条の十一の二十
事業年度（当該	事業年度又は連結事業年度（当該		
で同項	で読替え後の法第三百二十一条の八第二十一項		
準用する。	準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第八条の十九の六第一項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項の適格合併」と、「第五十三条第二十一項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第二十一項の規定」と読み替えるものとする。	第八条の十九の五第一項	第四十八条の十一の二十一

13　四年新法第三百二十一条の八第二十四項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十四の規定の適用については、同条中「第八条の二十二」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十三項の規定により読み替えられた第八条の二十二」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

14　平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十第一項に規定する金額とみなして平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成二十八年旧令」という。）第四十八条の十一の九第一項の規定を適用する。

15　四年新法第三百二十一条の八第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十八の規定の適用については、同条中「第九条」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十五項の規定により読み替えられた第九条」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

16　改正法附則第十三条第四項の規定により四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）	連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第五項において「なお効力を有する旧法」という。）第三百二十一条の八第五項に規定する連結適用前欠損金額をいう。）又は連結適用前災害損失欠損金額（なお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。）第五項及び第六項において同じ。）
	控除対象通算適用前欠損調整額を	控除対象個別帰属調整額（以下この条において「控除対象個別帰属調整額」という。）を
	控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度	控除対象個別帰属調整額は、この項又はなお効力を有する旧法第三百二十一条の八第五項の規定により前事業年度又は前連結事業年度